

くれない……

## 明石警察署街頭犯罪 侵入犯罪抑止総合対策本

駐禁取締りの民間委託が始まつて約3週間。思つた以上に違法駐車が激減し、取締り件数が伸び悩んでる一方で(ザマーミロ)、警察の汚い取締り手口が次々本誌のもとに入ってきた。ウソというか、言葉巧みに「青キップを切らず違反金へ誘導」したり(大問題!)、警告せずにわざと停めさせ捕まえたり、果ては無理な取締りで「不当逮捕」するケースも…。そんなヤツらの手口を、ここで一挙大公開。こんな取締りに遭遇したら、黙つて金を払うな。徹底的に戦うのだ!!

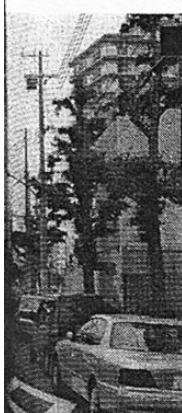
取材・文・写真／小谷洋之



「新駐禁取締りの裁判第1号」有力候補の松浦亮輔氏(上)と、彼がクルマを停めていた現場(右)。犯罪(違法駐車)を未然に防ぐべき警官がわざわざ彼がいなくなるのを待って捕まえた姑息さが許せない

逮捕第1号】&捕まった人たちが続々証言!

# 駐禁取締り 警察の汚い 手口を暴く



# たった3分でレッカー移動、反則キップは切って

青キップを切らす、  
裁判する権利を

奪おうとした生田署の警官

「警察に出頭したのに、青キップを切ってくれないんですよ！」

先日、週プレに一本の電話がかかってきた。電話の主は神戸市在住の設計士・高橋利郎氏だ。

新駐禁取締りが始まつて3日目の6

月3日、高橋氏は神戸市生田区内にある友人、もっと正確にいえば、「神戸北警察署、逮捕や！」事件の主人公・吉岡泰祐司法書士に用事があり、事務所の目の前に愛車ダイハツ・アトレーレを駐車した。これがレッカーモトロードで運転されてしまったというのだ。

そこでクルマを取り返すべく現場に残された貼紙にしたがい、三宮駐車違反処理センターに出頭。その時、レッカーモトロードの心理的混乱から「自分が停めたのではない」旨を供述してしまつ。しかし、すぐさま思い直し「運転者は自分だ」と訂正したのだが、なんと警察官は「この6月からクルマの持ち主が責任をとる違反金という制度になつた」と言って、青キップを切つてくれなかつたといつのである。

もし、これが事実なら大問題だ。

「仮に最初、『自分が停めたんだよな』と口走つたとしても、それは全然、問題になりません。本人が自分が運転者だと出頭してるので青キップを

切らないと、取締りについて裁判で争う権利を侵害することになります」

(交通問題に詳しい高山俊吉弁護士)

つまり、このまま青キップが切られなければ、違反金とレッカーモトロードによる弁明機会のないまま

高橋氏にのしかることになる。

というわけで、本誌は神戸まで出動し、高橋氏の再出頭の一部始終に立ち合うことになった。その前に現場をチェックすると、場所は道幅の広い2車線の一方通行。両側に駐車車両があつて、まだ余裕でクルマが通れる状況だ。当然、レッカーモトロードの必然性など見当たらない。百歩譲つても、まずは「車両をすみやかに移動してください」という広報がなされるべき。なのに、今回はそんな手続きはすべて見送られた。

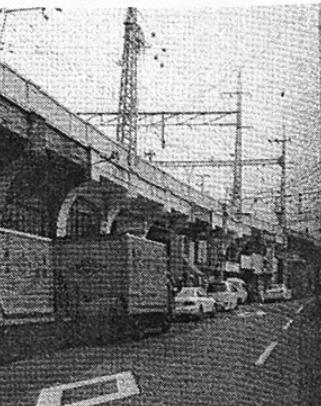
そして、驚くべきことがもうひとつ。このレッカーモトロード、なんと違反の確認事務がたつたの3分で完了していたのである。新駐禁取締り初日、本誌が警視庁・渋谷署で取材していた時には20分もかかつっていたのに。

再出頭すべく、高橋氏と吉岡司法書士、そして週プレが三宮駐車違反処理センターに到着したのは6月10日18時30分過ぎだった。



## 独占取材 新・

▼高橋氏は、この右側に駐車した疑いで立件された。写真のように道幅の広い一方通行で、レッカーモトロードは思えない



### 違反車両の移動通知書

移動日	6月3日(火曜日)
車名	アトレーレ
車両番号	神戸
上記車両は、駐車違反と認め道路交通法の規定により移動し、保管しています。	
運転者(所有者)は、この通知書と免許証を持ち三宮駐車違反処理センターに出頭してください	
なお車両の返還には負担金(移動料14,000円と保管料)が必要です。	
(注)本日の午後1時30分までに出頭されないと、翌日の午前7時以降の返還となります。	
○兵庫県警察本部 三宮駐車違反処理センター ☎ 078-321-7990	
○指定車両移動保管機関 (財)兵庫県交通安全協会	

高橋氏の言うとおり、運転者は自分だと出頭してきているのに、なかなかキップを切ろうとしない。

週プレ「道交法の第126条には『すみやかに反則通告すること』、つまり、青キップを切ることであるのに、なんで手続をきかないんですか？」

警察官「切らないとは言つていいだろ。じゃあ違反した本人というううことで間違ひですか？」

週プレ「それは事情聴取ですか。ならば刑事訴訟法198条2項に定める黙秘権の告知がありませんよ」

▶神戸の駐車監視員＆レッカーモトロード業者、恐るべし。東京で初日に20分はどうかかってた違法駐車確認作業を、わずか3分で完了させるとは。関西は即レッカーモトロード。気をつけよう

# 乱手口を暴く

警察官「(高橋氏に対して) 否認といふことですか? それではここにサインしてください」

高橋氏「この取締りには不服があり、正式裁判で争うつもりですから、サインはできません」

警察官「そういう意味ではなく、キップを確認したという意味でサインをしてください」

週プレ「刑事訴訟法198条5項でサインは任意になっていますよね」

すると観念したのか、それ以上のトラブルはなく青キップが交付された。

それでも、ドライバーが「キップを切ってくれ」と懇願し、それを警察官がイヤがるなど、これまでの常識では考えられなかつたことだ。

「新駐禁取締りが始まつて、現場の警察の意識としては、もう犯罪ではなく違反金で処理すればいいという感じなのでしょう。そのほうが、調書など面倒な書類作りをしなくてもいいから楽

でしょう。だとすれば青キップを切りたがらないのも合点がいきます。しかし、駐車違反は犯罪の一種。まず犯罪捜査をして運転者を処罰するのが原則です」(前出・高山弁護士)

高橋氏は無事、青キップを切られたのだが、ここでなにもしなければ、結果として警察官にダメされ、違反金で処理されたワケだ。

## 【新駐禁取締り裁判第1号】誕生、密着ドキュメント

今度は、神戸市内で不動産業に従事

する松浦亮輔氏からの電話だ。

6月4日の正午前、不動産の現況確認のため、JR明石駅付近にあるマンション前にホンダ・モビリオを駐車し、松浦氏。ところが10分もしないうち

に現場に戻るや、駐禁ステッカーが貼りつけられていたというのだ。

「ステッカーの確認開始時刻は11時45分。ちょうどその時にクルマを離れた

のですが、ならば声をかけてくれたらいい。まるで離れたのを見計らつたように確認事務を始めてるんですよ」

しかも、この確認事務は駐車監視員ではなく明石警察署の警察官によるものだつた。警察官なんだから犯罪の未然防止の觀点からも、広報・警告は行なうべき。とうてい、こんな取締りには納得できない。そこで松浦氏は事件を法的に争うべく明石警察署へ出頭した。事前に前出・高橋氏のような「キップを切つてくれない」ケースがあると知っていたので、この件も週プレと吉岡司法書士が取り調べに立ち会つことに。

6月10日14時20分頃、明石署に到着し、駐車違反の取締りの件で出頭した警察官「この欄にサインして」と告げる。しばらく待たされた後、交通指導課の取り調べスペースへ。

ここで松浦氏についていく吉岡氏と週プレ。「あなたたちは何者?」と一喝されるが、「彼のツレですわ」と答えた。や難なく立ち会いを黙認される。

しかし、警察もこの6月1日以降、駐車違反で出頭してくるケース(=反則金で処理)なんてほとんどないと考えていただろう。というのも、違反金は、額は反則金と同じで点数がつかないからだ。なのに出頭するのだから、警察官もちょっと怪訝な感じだった。

が、「あなたたが運転していた本人で間違いないですね」と確認するや、キップの各欄を埋めていく。それを被疑者本人(松浦氏)と、六法全書を持つその様子を注視する男(吉岡氏)、詳細にメモをとっている男(本誌)が取り囲むようにみつめる。そして、キップの作成作業を終えると、警察官「この欄にサインして」と告げる。しばらく待たされた後、交通指導課の取り調べスペースへ。ここで松浦氏についていく吉岡氏と週プレ。「あなたたちは何者?」と一喝されるが、「彼のツレですわ」と答えた。松浦氏は言つ。

◀6月6日付の新聞各紙で大々的に報じられた「駐車監視員を暴行し、逮捕第1号」は、見せしめ的な要素が大きい。麻布警察署の勇み足で不当逮捕した可能性があるので、ご連絡を! 週プレは不幸にも第1号の罪を着せられた被逮捕者氏を応援しますので、ご連絡を!

# 新・駐禁取締り

警30

「こんなことで違反になるなら不動産業は成立しません。我々だけでなくクルマを日常的に使う仕事には大打撃です。わが国の経済にとってマイナスにも働くんじゃないですか。しかも、郵政公社の車両は適用除外なんでしょう。なんで郵便局のクルマはよくて、同じように仕事に使っている我々はダメなんでしょうか?」

このように松浦氏は警察署でサインを拒否し、裁判宣言をした。順当にいけば「新駐禁取締りの裁判第1号」として、法廷でさまざまな問題点が明らかにされていくだろう。

## 逮捕第1号は、麻布署にハメられた不当逮捕だった!?

これと前後して新駐禁取締りの「犠牲者」情報が飛び込んできた。6月6日付各紙で「駐車監視員を暴行し、逮捕第1号」とセンセーショナルに報じられた事件だ。

駐車監視員には「みなし公務員」の地位が与えられており、それを邪魔する公務執行妨害に処せられる。そして全国の警察署は、実際に公務執行妨害の前例を作り、監視員に権威を与えるための機会を狙っていたのだ。

それがあの大々的な報道だったのが、不自然なことに、その第1号氏が罰金に処されたなどの続報が伝わってこない。今、彼の処遇はどうなっているのか? 麻布警察署管内の事件なのだが、警視庁広報課に問い合わせたところ、「本事件は適正に捜査して検察に送致したものである。勾留請求等についても検察が判断することであり、警察がお答えする立場にありません」と、逮捕時の派手なアピールぶりはどこへやら。どうにもワケアリな感じの「ゼロ回答」なのだ。

「本事件は適正に捜査して検察に送致したものである。勾留請求等についても検察が判断することであり、警察がお答えする立場にありません」と、逮捕時の派手なアピールぶりはどこへやら。どうにもワケアリな感じの「ゼロ回答」なのだ。

を明かしてくれた。

「実はこの事案では勾留請求が裁判所に却下され、この却下に対する準抗告

(裁判でいう控訴)も棄却されました。

意気揚々と『第1号』を有罪に持ち込もうとしたものの、容疑者を「完落

ち」させられず身柄を釈放せざるを得なくなつたのです。そこで現場には

「どんな手を使ってでも容疑者を落とせ」と号令が飛び、事件とはまったく

関係ない容疑者の家族を呼び出すなど、捜査が脱線気味になつています。

さすがに署内でも「やりすぎじゃないのか」と、疑問の声があがつているほどです」

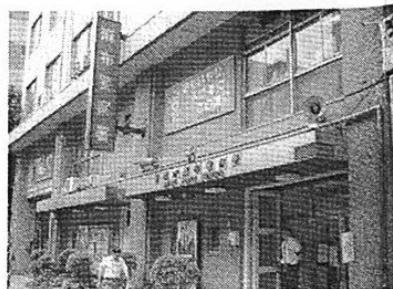
なるほど広報レベルで歯切れが悪い

の話も漏れ聞こえているのだ。となると、これは「不当逮捕」の匂いがブン

ブン。麻布警察署が、監視員公妨「第1号」の手柄を焦つて、勇み足をしてしまった可能性大である。

「件数倍増を目指す!」の号令のもと

始まった新駐禁取締り。が、そのため今、こんな汚い手口が激増しているのだ。それを正すためにも、不服があったら安易に違反金に流れ戦う。それしか方法はないのである。



★「神戸北警察署、逮捕や! 逮捕や!」の事件の音声データは以下のURLに。  
<http://members.aol.com/kota2hiroyuki/>  
その他、いろんな面白情報を満載